苫小牧市民自治推進会議（平成２５年度第４回）会議録

開催日時　平成２６年３月１３日（木）午後６時４５分～午後８時２５分
開催場所　苫小牧市役所３階会議室（北庁舎側）
出席委員　髙野会長、佐藤副会長、川上委員、川島委員、竹谷委員、
　　　　　谷岡委員、福井委員、水口委員、家守委員
欠席委員　青山委員
事務局　　政策推進室長（木村）、市民自治推進課長（松岡）、
　　　　　市民自治推進課副主幹（須摩）、市民自治推進課主査（中村）、
　　　　　市民自治推進課（今村）
報道機関　苫小牧民報社記者
傍聴者　　なし

１　開会

〇事務局（松岡市民自治推進課長）　副会長は、もう少し遅れるということで、まもなく来られると思いますので。それを待たずに、会長が来た関係で会議を進めさせていただきます。よろしくお願いします。

●髙野会長　よろしくお願いします。１５分ほど遅れて申し訳ございません。

２　会議

⑴　住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について

●髙野会長　それでは、２５年度４回目の市民自治推進会議を開催したいと思います。皆さん、よろしくお願いします。会議次第に従いまして、お話の方を進めさせていただきたいと思っております。会議次第２の「⑴　住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について」というところ、事務局の方から説明の方をお願いします。

〇事務局（中村市民自治推進課主査）　それでは、事務局から説明いたします。
　本日は住民投票の対象となる市政の重要な課題を中心に御議論をお願いいたします。なお、別の関連する論点についての議論も、当然に行うことができますので、よろしくお願いいたします。
　それでは、住民投票に付することができる市政の重要な課題について、これまで配布しております資料によりまして、再度、説明をしたいと思います。
　行政素案の本体の方のですね、３ページ目から順を追って説明したいと思いますけれども、資料の方はよろしいでしょうか。

●髙野会長　はい、お願いします。

〇事務局（中村市民自治推進課主査）　それでは、説明したいと思います。ここでは、前回の説明でもかなり重複している部分がありますので、この部分については簡単に説明したいと思いますけれども。まず、「市政の重要な課題」というものを「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって、直接その賛否を問う必要があるもの」という大枠を考え

ておりますが、その中で、⑴から⑸までの除外事項を規定して、これについてはですね、住民投票に付することができない事項として規定をしているということになります。
　それで、まず、この市民全体の生活に重大な影響を及ぼすのかどうかということにつきましては、住民投票が請求された個別の事案に応じて総合的に判断するということになりますけれども、その部分というのは明らかに該当しないと認められる部分を除いて、幅広く捉えていくということが想定としてございます。
　それから、そういうものを対象とするのですけれども、⑴から⑸までの除外事項を規定しておりまして、１番目の市の権限に属さない事項を除外事項とすると。これについては、住民投票により結果が出されたとしても、その結果どおりの行為というのを市長あるいは議会、そういった機関が、実際に実現することができないような項目については、除外をするというような考え方です。具体例としてはその、防衛、外交、経済政策のような国の権限に属するものや、国政上で争点になっているもの、また、他団体における施策についてとか、まあ、そういったものを想定しておりますけれども、そこは１番で除外をするという考えでございます。
　２番目につきましては、法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項ということで、これについてはその法律の中でですね、具体的に住民投票を実施していくことが、住民によって可能な部分でございますので、これについては除外するという考え方になります。
　３番目の市の組織、人事又は財務に関する事項ということでございますが、これにつきましては、職員の任免の関係ですとか、人事に関する事項というのはその、市長が指揮監督権を有していると。また、その予算編成あるいはその、予算の執行、そういった内部管理に関する事項というのは、長の執行権を前提であると考えておりまして、こういったものについては除外をしたいという考えです。
　４番目ですけれども、専ら特定の市民又は地域に関する事項ということで、ここの部分については、特定の個人あるいは特定の地域を対象とすることは、住民投票の結果が異なる、その地域と市全体の地域の結果が異なってしまうとか、又は個人に対する誹謗中傷が発生するおそれもあるということで、こういった案件については除外するという考え方でございます。
　５番目につきましては、１番から４番までの外に住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項ということで、これは、市長の場合については当然、市長発議の場合については当然、市長が判断することになりますので、そういう想定はされないのですけれども、住民請求の場合で、住民から請求があって、５番目の事項に該当することは理論的にはあり得ると思います。で、議会の請求については議会の中で審議に検討されて判断されていくことになりますので、議会において議決されれば、住民投票は行われていくということになります。
　それで、まあ、こういう概括的な規定を置いているのはですね、「あらかじめ、その、全ての事項を列挙すると、列挙して除外規定を置くということが困難だ。」いうことがありまして、不測の事態ですとか現時点では想定されないような事項がある場合については、本規定で住民投票を除外するというような考え方になります。
　それで、この考え方に基づきまして、行政素案の方の本体の方ではですね、「具体的にどういうものを対象にするという考え方なのか。」というのを３８ページ以降で説明をしております。
　３８ページをお開きいただきたいんですけれども。
　まず、３８ページの中で、ここがまあ、この住民投票の対象事項ということでのイメージ図になりますが。あの、「全ての事案に対して、まず住民投票ができる。」ということで

はなくて、市政の重要な課題、つまりその、イで色が塗られている部分が、特定事項として住民投票の対象となってくるということになります。ただ、イの全部の集合体であってもですね、１番から５番までに当たるものは除かれますので、結果として、色付きの部分が対象になってくるという考え方になります。

それから３９ページですけれども、具体的にこの判断をどういうように解釈運用していくのかという考え方なんですけれども。これが、枠の囲みの中で囲ってある考え方になります。「市政の重大な課題の個別具体の判断に当たっては、住民投票の請求を制限する方向ではなくて、条文の規定に反しない限り、広く対象事項として捕捉していく。」という考えでございますので、「除外事項を定めたので、これによってどんどん住民投票をさせないような方向で解釈運用をしていく。」ということは考えていないということをまず、前提として、御理解をいただきたいと思います。

それから、３９ページ目はそういうことで飛ばしまして、４０ページ目になりますが、４０ページの３からがですね、「住民投票に付することできない事項」ということで、まず、この除外事項を除いている理由というのは、住民投票制度を設計するに当たりまして、住民投票というのは、間接民主制、議会で議決されているということで決定されているというこの地方自治法制度を補完する制度として位置付けられるものということになりますので、現行のその法令上の制度との整合性ですとか、また、投票の結果が及ぼす影響などを考慮して、まあ、除外事項を設けているというような考え方になります。

それで、市の権限に属さない事項ということでございますけれども、繰り返しの説明になりますが、自ら決定することができない、また、主体事項となり得ない事項であることから、こういった事項については住民投票の対象事項から外すという考え方です。

それで、次の段落を見ていただきたいのですけれども、「この場合における市の権限とは市に実質的な決定権があるもの、又は市が実施主体となり得るものを指す。」ということとしています。そのため、「地域の事務について意見を表明するという包括的な事務が市の権限に属することを論拠としたときの国の権限に属する事項についての住民投票の請求」、あるいは、「法令の規定によって市町村長の意見が求められる提出することができる規定を論拠とした、国や北海道の権限に対する事項」ついても、住民投票をすることなどができないということで整理をしているところでございます。

市の権限に属さない事項という除外事項があるのですけれども、全ての案件に対してですね、市の意思表明というものは当然、できてくるということになりますので、そのようなことになると、「市の権限に属さない事項というものが全て住民投票の対象になる。」という考え方になりますので、そこでその、市の権限についての考え方というのが、「市に実質的な決定権がある」、又は「市が実施主体となり得るもの」ということで、それをそういう解釈で「市の権限に属さない事項」というものをリストとして挙げているということになります。

４０ページの下から４１ページ目までが、(「市の権限に属さない事項」で)「どういう場合はできるのか。」とかということです。これで「×」と付いているのが、請求があったとしても対象事項としてはできないということになります。国防、外交の問題もそうですけれども、国道の整備とか道道の整備、あるいは、例えば道立病院ですとか国立病院とか、本市にはそういう国立病院はないですけれどもそういう病院とかですね、そういうような設置関連というのは権限がありませんので、また、原発の再稼動ですとか、産廃処理の設置許可等は市の権限に属していないということで、こういった事案については、除外されるということになります。

それから、４２ページ目ですけれども、これは２番目の「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」ということで、ここで除外される事項は、リコール請求ですと

か、議会の解散請求、合併協議会の設置を求めることに賛成又は反対を投じることができる住民投票、これは署名を集めればですね、住民投票を行うことができるという、確実に、確定的に住民投票を行うことができるので、「こういったものについては、法令上の規定に基づいて住民投票を実施してください。」ということで、除外する形になります。

それからですね、３番目ですけれども、３番目の除外事項といたしましては、「市の組織、人事又は財務に関する事項」ということで、これについてはですね、組織や部の統廃合ですとか、市長の定数ですとか、議員定数又は職員定数を２割削減するための住民投票とかですね、まあ、そういったものは対象とならないという考えでございます。ただですね、人事とか財務とか、色々、例として載せておりますけれども、財務というのはかなり幅広いということもありまして、市の様々な事案の色々なところにかかってくるということとなります。ですから、財務というところで拡大解釈していくと、ほとんど全ての予算を伴うような施策は一切できないということになります。ただ、そういう考えではなくてですね、ピンポイントで「この予算について減額を求める何とか。」という場合については、当然、除外するということになりますけれども。その、何でしょうかね、「施設を建てることについてお金を伴うのだから、財務に関することで外しますよ。」という考え方ではないということになります。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

それから４番目の「専ら特定の市民又は地域に関する事項」ということで、これについては次のページを開いていただきたいのですが、４４ページの例えば「特定の市民に何々をしてもらう住民投票」とか、そういったことはできませんと。それから、その影響が特定の地域に限られるような政策についてはですね、全市的な問題となっていないものについてはですね、まあ、そういったところではじいていくという可能性があるということでございます。ただ、その辺りも実際に難しい部分でございまして、「特定の地域の計画なのか」、「それは特定の地域の計画であるけれども、全市的に極めて大きい影響を及ぼす計画」である場合については、そういったものは個別に判断をしていかなければならない問題になるということになります。

それから、それで、「地域」というのは、公の施設、例えば中学校ですとか、公園ですとか、いわゆる公共施設と呼ばれるものですけれども、こういったものは、当然、特定地域には作られますけれども、それは飽くまでも市の公の施設ということで建設されるものでございますので、それについてこの規定で除外をするという考えはないということになります。

それから、あの、５番目の概括的な規定の「住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」ですけれども、現時点では「これが何に当たるのか。」というのは、ほとんど想定ができないのですが、あえて想定をするとすればですね、例えば「現行の法制度の中では想定されていないようなことを例えば市民が求める。」とかですね、例として書かせていただいているのは、「住基ネットワークのシステムに接続しない決定を求める住民投票」とかというのは理論上考えられるわけですけれども、現行のその住民基本台帳法では、自治体が住民基本台帳システムに加入しないという前提を想定しておりませんので、そういったものは、こういった規定ではじかれる可能性はあるということになります。

ただ、あと、多分、こういう規定があったら、「じゃあ、議会で否決された、議会でもう決定されたんだから、これは住民投票に付することができないし、そういうものは住民投票をすることが適切ではないのだから、この規定でもう議会で決まったので、これは不適当ですよ。」ということを除外できるかというところで、そこはですね、その規定では、なかなか除外するのは難しいのかなという考え方で、４５ページの下の例として、これについては、この項目による除外事項というふうにはならないという考え方でございます。

一応、除外事項の考え方としては、以上となります。よろしく御審議の程、お願いしま

す。

●髙野会長　はい。
　今、事務局の方から「主要論点の検討について」ということで、市政の重要な課題、住民投票にかけることができる部分について、「できる部分」、「できない部分」についての説明をしていただきました。まあ、ここの部分につきまして、まず、ちょっと事務局の方にもう一度どういうことか再度確認してみたいという部分がもしありましたら、挙手して、手を挙げていただいて発言していただければと思いますが。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　昨年の１１月における議会の、市議会議員の各会派の皆様とですね、意見交換をさせていただきました。その資料等を若干説明しながら、何か議論の糸口につなげていければと思いますが、いかがでしょうか。

●髙野会長　そうですよね、はい。資料は皆さん手元にありますでしょうかね。議員との意見交換会でのページが３ページ。まあ、かなり、この意見交換の中でもウエイトを多く占めているというような状況かとは思いますけれども、まあ、議員の方から出ている意見の要旨としては、「行政素案上では「できない。」というふうになっているような「市の権限に属さない事項」の場合で、住民投票をすることができないのか。」というものが比較的多く見受けられる、意見としては述べられているんでないかなと思います。
　実際、まあ、これは、前回でしたかね、この、「条例に基づく住民投票実施の事例（市町村合併を除く。）」という。前回に配られた資料を見ていただければ分かるのかなと思うのですが。これは、常設型の住民投票条例でやったのは、まあ、２か所しかないという話だったのですけれども。対象事項の部分を見ていただければ、比較的、建物、「自治体が建物を、箱物を建設する。」であるとか、「駅を作る、道路を作る。」というような状況でのその、住民投票というのは比較的少なくて、実際のところは、まあ、「原発が作るのか。」とか、沖縄県のように「米軍基地の問題」であるとか、あと、「産業廃棄物の処理場の建設について」であるとか、まあ、そこの自治体のその権限に属しているとはなかなか言い難いようなものに対して住民投票、直接請求をして、住民投票が実施されているという現実。これは飽くまでも現実のデータですから、という部分がありますので。苫小牧市の場合に、今の行政素案上では、そこの部分については、まあ、「該当しない。」、「（住民投票が）できない。」というふうになっているという現状について、「それで正しいのか。」、それとも、「やはり、そういった場合であっても意見を述べなければならないときがもしあるのであれば、その住民投票、常設型の住民投票条例を使って、国に対して意見を述べる機会を与えた方がいいのか。」、それとも「そうじゃないのか。」というのを、まあ、今日の部分で委員の方から意見を出していただければ、というところが、事務局の説明ともつながってくることになるかと思います。
　実際のところ、まあ、一番、多分、住民投票条例の中でかなり最重要の部分だと思いますので。ここをまあ、きちんと話し合っていって、まあ、今後の行政素案、そのままで行くのか、それとも改善しなければならない、直さなければならないというのであれば、そこは直さなければいけませんので、その部分について、お話いただければと思うのですが。
　福井委員、何か。

●福井委員　はい。

●髙野会長　どなたかしゃべっていただかないと。

●福井委員　いや、昔からずっと気になってたのは、住民投票というのは「市民の意思確認をする。」というのが大前提にありますよね。だから、それが本当に「市に権限が属するものだけでいいのか。」というのは、ずっと疑問ではありますね。まあ、「国の政策であって、市が何を言っても駄目だ。」というのは確かに分かることは分かるんですけれども、「それでも意思確認をする意味というのはやっぱりあるんじゃないかな。」とは、昔から思ってました。それを確認しないで、あの、「これは、市には一切、何も（権限が）ありませんから。」みたいな感じで、まあ、「国の政策そのまま。だから、仕方ありません。」というのは、どうなのかなと。はい。

●髙野会長　去年の住民投票条例の検討懇話会のときにまとめたときには、確か、「市の意思として明確に表示するような場合は除きます。」というふうに決めて、それをまあ、提言したという形になってるかと思うのですけれども、福井委員がおっしゃるのは、まあ、そこの部分ということですよね。

●福井委員　そうですよね。このままでいくと、なくなっちゃいますので。

●髙野会長　そうですね。他、川上委員、何かございますでしょうか。

●川上委員　「市民の意思確認が、一番大事なんじゃないかな。」って思いますね。

●髙野会長　意思確認のその手法として、やはり、住民投票制度を利用したいというふうに考えていらっしゃるということですよね、そういう答えになるということは。

●竹谷委員　いや、これ、極端な話、これでいったら「国には文句言えないよ。」、「道には文句言えないよ。」という、極端な話、「ここに原発、あの、苫東の火力発電所のところに原発できますよ。」って言ったときに、「反対のあれも、じゃあ、何もできませんよ。」と言ったら、ちょっと、何も意思確認も何もできないといったらそれは問題じゃないかなと。やっぱりある程度、住民として、ここに住んでいる人として「私は、反対ですよ。」と意見を言える場が必要じゃないかなと。じゃあ、今度、そうなったときに、国で、あれ、５０分の１でしたっけ、の方でいくのか、それとも４分の１でしたっけ、これは。４分の１でいくのかということになりますよね、極端な話。だから、そこのところが、ある程度、もう、あの、市民にとっては、どっちでいったらいいのか、極端な話。４分の１でまずやって、極端な話、「原発、できますよ。」って、「苫小牧市の市民はもう、それこそ反対ですよ。」というふうに意思表示をすべきなのか、それとも、５０分の１で取ってやるべきなのかということだと思うんですよ、極端な話。

●髙野会長　これは多分、この行政素案がそのまま条文化されたときには、まあ、竹谷委員おっしゃるように、多分、そういう原発、まあ、「米軍の基地ができる。」とか、そうなったときは、この条例は使えない。ただ、代わりに地方自治法上の直接請求、５０分の１以上の署名を集めて、議会に提出して、議会を通ればできるという形には、多分、なっているので、まあ、行政素案としてはそういう（ところ）。まあ、「逃げ道」と言ったら言い方は多分悪いかもしれないんですけれども、まあ、もう一方の方の制度でもできることはできると、国に対して意見を言おうと思えば。

ただ、飽くまでも、その意思確認、意見を言う場として、まあ、この条例があった方が

いいと、まあ、制度があった方がいいという意見かと思いますので、そこの部分について、まあ、ちょっとこれからまあ、深く考えていかなければならないのかなと。
　ほか、家守委員、何か。

●家守委員　皆さんおっしゃっていたことに賛成で、やっぱり、住民投票で意思確認をするっていうことが大事かと思うのですけれども、それと、まあ、市民に住民投票できるということで伝えたときに、まあ、拘束型じゃないということで、諮問型の威力というか、そういう、まあ、住民投票で賛成、反対の結果が十分な数が出たところで。でも、限界としての力があるということが混乱を招かないようなものにしないといけないのかなというところが、ちょっと感じますよね。

●髙野会長　はい。これ、この去年の時のその、括弧書きにしていた文言（「市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。」）を外した理由というのは、どこにあったんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね、あの、まあ、基本的にはその、内部検討を行っていくに当たりまして、昨年度行われました市民検討懇話会での議論をベースとして作っています。で、この部分につきましては、内部でもまた色々と検討したんですけれども、住民投票の及ぼす影響力というのはかなり大きな影響力があると。それで、最終的にその、市の権限に属さない事項で「ただし書」といいますか、意思表示を可能とするというのが検討懇話会での結論であったわけですけれども、そこの部分は、例えば他団体が意思決定をした行為に対して、何ですかね、市の方でそういう表明をしていくことの是非ですとか、また、市が最終的にその、これは繰返しの説明になりますけれども、市が自らその実施、最終的に住民投票の結果として出されても、それに対して市が実際にアクションを起こす、決定したりする、そういうことができないものにまで幅を広げてですね、住民投票制度というものを導入するということがどうなのかとか、まあ、そういう議論の中でですね、最終的に、そういった部分については、現行制度の中で位置付けられるということもあり、まあ、諮問型ですから拘束はされないにしても、影響というものはかなり大きいものがあるということで、そういった中で、住民投票の制度を導入していくに当たっては、ただし書のようなものであってもですね、こういった部分については、住民投票の対象とするのは、なかなか難しいのではないかという議論の中でですね、最終的に、行政素案として内部検討した結果ということになります。

●髙野会長　他、川島委員は、

●川島委員　ああ、私ですか、はい。まあ、「何で住民投票するんですか。」というそもそも論から言うとね、やっぱり「市民の意見を確認するんだ。」。そのときに、人口の４分の１のね、多くの署名を集めているんだから、そこでのね、内容というのは別に限定されるべきではない、何を言ってもいいんじゃないかと。それで、ただ、そこでの結果というのは尊重であってね、強制力はないんだから、飽くまでも、その、「市民の意思というのは、こうなんだ。」、「これは、言ってはいけないんですよ」、「いいんですよ」というのは、足かせになるんじゃないのかなと、そういう気がしますね。

●髙野会長　おっしゃられたとおり、全くそのとおりだと私も思うんですけれども。

●水口委員　ええとね、今回、こうやって市民自治推進会議に諮問がされたんですよね。まあ、それが行政素案に基づいて、まあ、これにはずっと何回も協議して、部局で協議してきてやったものが、示されているんですけれども。

ただ、選択肢って、「これとこれは、どうしたらいいんだ。」というのが、そういうのが全くないんで、ある程度、「これは素案であるから、このとおりしなくてもいい。」ということではあるのかもしれませんけれども、でも、もう、決定されたような、もう、完全にと。国ではないので諮問型じゃないという。して、また、常設型か個別型かというと、「これは常設型ですよ。」と。そして、「年齢も１８歳以上ですよ。」というようなことになってくると、ここで協議してどうのこうの変えられるものじゃなくて、「ここで挙げましたから、あなたたち協議したということだけ。」という、形だけ採ったんではないかなと。

●髙野会長　それは事務局、どうなのでしょうか。この素案を、

●水口委員　何かそういう、ちょっと、懸念がします。

〇事務局（木村政策推進室長）　あの、全くそういうことではありません。

市長がこれを諮問しているというのは、まず、たたき台としてこれをお示しした中でですね、皆さんで「これがどうなのか。」と議論をしていただきたいと。色んな論点がある中で、今のその、除外規定についても、あの、これで本当にいいのかどうか。ですから、「もっと広げる。」、「市の権限に属さないものでも、市の意思として表示するものであれば、それはやった方がいい。」という結論に至ればですね、この中で結論に至れば、それはそういうような形で市に答申をいただくことになりますし、年齢についても今、１８歳以上ということになっていますけれども、「これは、２０歳でいいんでないか。」と、「１６でもいいんでないか。」というような議論の中で、その皆さんの総意として、この推進会議の中でですね、そういう議論で固まったものを市長に全て答申していただくことになっていますので。飽くまでもこれは決定したものではございませんので、そこは御承知おきいただいた上で、会議を続行していただければと思いますので。

●水口委員　あまり、その辺の提案があまりなかったもので、ああ、そういうことなんですね。

●髙野会長　はい。それは、結構、重要な部分ですから、「そこで、変えられるという条件があるよ。」ということが重要なので、はい。

●水口委員　分かりました。

●髙野会長　いや、確かにそうですね。充て職的にパパッと充ててやっているわけでないということですね。

谷岡委員、何かこの件について。

●谷岡委員　希望としては、広げれば広げるほど弾力があっていいんでしょうけれども。今度は、あと、それを不正に利用しようとする人も出てくるのもまたあると思うわけよね。だから、「本当にこういうものというのは難しいな。」というのが一つの感想としてあるわけよね。一つの、色々な団体が、それが広がっておれば、当然、それを活用して、それを利用しようとする人も出てくるのもまた、事実なんでね。その辺を「どこで一つの線を引

くか。」ということもあるわけだよね。例えば、議会の役割をどこかで否定もできるような形の住民投票にしてもならないだろうし、その、市長の役割をどっかで狭めるということもあってはならないだろうしということで。

そういう意味では、「僕は何とも言えないな。」と思って、今、聞いていました。

〇事務局（中村市民自治推進課主査）　あの、補足なのですけれども、「住民投票のイメージ図」という１枚の紙で、図になったものをですね、前回の時にお配りしたんですが、資料番号で言うと１６で１枚で付いているものがあるかと思うのですが。

この図の中でですね、諮問型、この図で、図を作った意図というのはですね、住民投票の議論は、当然、この審議会でも行われるのですけれども、住民投票というのは、飽くまでもですね、その「色々な制度がある中の一つのツールです。」と。まあ、かなり大きい影響力を持つ制度を導入するということになるのですけれども、「それは、一つの制度です。」ということをイメージの中でお示しをしたということになります。

で、当然、住民投票で全てを決定するわけではなくて、その前段においては色々な審議があり、また、市長やあるいは議会の議員さんは選挙で当然、選んでいって、それは例えば解職請求によって市長をリコールするとか、議会を解散するというような手法もあり、また、請願あるいは陳情があるという現行制度がある中で、まあ、「住民投票という制度も、一つの制度として導入をする。」と。まあ、そういう趣旨がございまして。

あの、なかなか、住民投票の話だけになるとですね、住民投票が全てのように実は感じてしまうということがあると。「制度の位置付け」ということを最終的に見ながら、お話をしたり、説明をして行く必要があるということで、イメージ図を作らせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

●髙野会長　はい。今、委員の方から出ている意見としては、まあ、意思確認の手段として「市の権限に属さない」、まあ、いわゆる国政であるとか、上級の自治体、まあ、都道府県のレベルの権限に対しても、まあ、意見を述べなければならないときには、まあ、意思表示、意思確認の手法として、ツールの一つとして、まあ、住民投票制度を利用することは可能なのではないか、むしろ、その方がよろしいんじゃないのかという意見が比較的聴かれていると。で、ただ、まあ、谷岡委員がおっしゃるように、ちょっと力のあるような団体、集団がそういったものをうまく利用するということが想定されるわけであって、そこの部分をどうするのかというのはまあ、検討しなければならないというふうに、ここまで意見がある程度、出てきました。

実際のところ、飽くまで僕の私見、飽くまで意見として聞いていただければとは思うんですけれども。「（市の権限に）属さない事項」、「括弧書き」でもかまわないと思うのですが、まあ、国がやる施策、都道府県がやる施策に対して意見を述べなければならない時には意見を言えるような制度として、担保としてあったらいいんじゃないのかなとは思います。その理由としては、一応、国と地方の関係というのが、多分、あるというところに問題があって、基本的な部分は、一応、２０００年の分権改革のその制度がまあ、地方自治体と国との関係性については、今までは、多分、公民とか社会科の時間に聞いたことあるかもしれない「機関委任事務」といって「国がやることに対して、基礎自治体はそれに従ってやってください。」と。国の意見を伺って、「こういうふうにやりたいんですけれど。」って言っても、まあ、国が「駄目だ。」といえば、今まではそういう国の考え方に背くようなことはできないというふうに、制度上なっていたわけです。ただ。それが、今から１０数前年前には、「それじゃあ、これからの地方自治体はうまくやっていけないんじゃないの。」のという流れができて、一応、国と地方の関係は「主従の関係」から「対等協力の関

係」になったというふうになっているというのであれば、まあ、国の施策に対して、若しくは都道府県の施策に対して意見を述べる機会、それを結局、このところ結果を拘束するわけではない、飽くまで「尊重」という前提があるので。これが例えば法制度が変わって拘束型になったときには改めて考えなければならないのかもしれませんが、現状の法制度では拘束できないという。ただ、意見をやっぱり述べなければならない、まあ、「対等、協力」の関係だったら、自治体が国の政策に対して「それはちょっと、おかしいんじゃないですか。」というふうにやっぱり言うチャンス、述べる機会というのは担保しておくべきじゃないのかなと。そういった部分が、僕の頭の中で、飽くまで考えとしては「意見を述べる機会として、あった方がいいんじゃないか。」と。

●佐藤副会長　でも、それっていうのは、別に、市長が、若しくはね、国に属することでも市長がそれは「賛成だ。」とか「反対だ。」って言えばいいだけでしょ。

●髙野会長　そうですよね、そうなんですよ。ただ、

●佐藤副会長　だから、我々が別にその金をかけてね、いや、何か変えれるんならいいですよ。言うだけならインターネットで言ったっていいし、何だって今ツールがあるわけで、それをわざわざ「自分たちの意思を言いたい。」って言って、何千万もお金をかけて変えれるならいいんですよ。それは逆に、市長に「苫小牧市としては、どうお考えになっているんですか。」って言わせればいいだけの話で、で、それが市長が自分たちの言っていることが違えば、またそれは別な問題でしょうけどもね。何か、ただ、こう、一生懸命やって、変えれる権限を持つんだったらいいんだけれども、変えれる権限ないけど、ただ言いたいんだったら、私は別に、市役所の前、駅前でスピーカーで怒鳴ろうが何しようがいいんじゃないかなって。これを使う何物でもないんではないかなと思うんですよね。

●髙野会長　実際のところは、そういう考え方ももちろんあるとは思います。まあ、それはもう、私も全くそのとおりだと思います。

●佐藤副会長　もうちょっと具体的に、若しくは「用途地域を変えたい。」と、もしですよ。で、苫小牧に、まあ、準工業なんかだったら「一応、何でもできる。」と。ただ、それも、若しくは「明野地区の準工業は、何でも建てられたら困る。」とかなった時に、「それは、でも、じゃあ、そこだけの話でしょう。」と、「明野地区だけだよね。」という考えなのか、「いやいや、それは明野地区だけじゃなくて、苫小牧市の都市計画の中でのこの地域というものをね、限定できるのか。」とか。で、「いや、それはもう、都市計画が作ったときに自由に見れるようになってますよ。」と、それから「意見も言えますよ。」と、「意見、言ってこなかったから、これで決定しましたよ。」とか。多分、そういう流れって行政ってあるんだと思うんですよ。唐突にポッと決めたんじゃなくてちゃんと手順も一応、何事も決めて。ただ、そのときに市民が、前の話のようにね、市民が意見を言って、まあ、５人、１０人が言ったかもしれないけれども、それが酌み入れられないで、物事って、多分、決まってくるんだろうと思うんですよね。

　だから、本当にこう、この、これを使おうとすると、やっぱりここに出てくるようなね、やっぱり、事が限られるんじゃないのかなと思うんですよね、現実問題として、きっと。「これしか出てこない。」じゃなくて、みんなが色々なツールを、これを本当に使おうとするとね。どっかで、「いやいや、それはもう、市としては何回も住民説明したじゃないですか。」とか、「都市計画を決めるときに、色々と意見を公募したじゃないですか。」と。「そ

れ、応募しませんでしたよね。」っていう手順があるんだろうと思うんです。だから、本当にこの住民投票を使うとなると、やっぱり（事案としては）限られてくるんじゃないですかね、現実とすると。

●髙野会長　まあ、実際、この程度しかない。まあ、これ、(「条例に基づく住民投票の実施事例」としては）市町村合併は除いてますから、「市町村合併を（住民投票で）やる。」、で、「住民投票した。」っていうのは、多分、かなりの数あるとは思いますけれども。
　ただ、これを見る限りでは、自分の自治体の中で起こっていることを住民投票にかけている事案というのは、本当に数が限られているんですよね。

●佐藤副会長　そうなんですよ。

●髙野会長　地域交流センターの建設についてとか、まあ、その、いわゆる区画整理事業について、市庁舎の整備について、文化会館の建設について、というふうに本当に限られている。あと、それ以外は、原発は国の政策でやってますし、国防に関する米軍との関係についてもこれは国の施策。産業廃棄物処理場の設置についてはこれは都道府県が、知事が設置の許可をするものなので、苫小牧市には関係ないと、もし（施設が）できるっていうことになったら。
　という話を考えると、まあ、ほとんど、この今の行政素案だと、まあ、やることはあまりないのかなと。

●佐藤副会長　で、私が何を言いたいのかというと、「多分、こういうものしかないんだろう。」と思うんですよね。ただ、その時に、一番最初に話が戻るんですけれども、「いや、議会は、もうきちっと通りましたよ。」と、「だから、今更、あなたたちがとやかく言っても、議会は引っくり返らないよ。」と。そこを変えないとね、その、あの、住民投票をして、もしかして「６０パーセント取りましたよ。」と、「それは議会が何と言っても変えるんですよ。」というところにいかないとね、結局、何にもならないんじゃないのかなと。
　だから、逆に根本的に、あの、住民投票をやって、ちゃんと過半数（を取る)。若しくは、分かりませんよ、７０パーセントっていう枠を作るのか分かりませんけれども、「それがなったときには、議会が何と言おうとなれる（そのようになる)。」のか、「いやいや、それは議会解散して、もう一回選挙する。」とかなるのか。そのくらいこれ（力）を持たないとね（意味がないのではないか)。
　だって、みんな行政ってちゃんと手順を踏んで、踏んで、踏んでやってきているわけだから。だけど、市民は「それは、やっぱりいやだ。市が決めたことはやっぱりおかしい。」ってなったときには、(変えられる)。そこまで権限を与えない限りは、あんまり何か（変わらない)。そう思うんですよね。
　難しいことはよく分かるんですよ。当然、議会にすると「俺たちは市民の代表で決めたんだから。」って言うんだけれども、「「市民の代表で決めた。」ってなるんだったら、何か住民投票もあまり（それと変わらないのではないか)。」、ただ、その、どっちに（するのかと)、その、住民投票やった時の仕組みをもうちょっと、根本的なことを苫小牧市として見直さないと、結局は何か、こう（意味がないのではないですか。)

●水口委員　それが「最大限、尊重する。」という、

●佐藤副会長　そう、それは尊重であってね、

●水口委員　「尊重というのは、どういうことかな。」ということになっちゃうと（いけないのではないか）。

●髙野会長　ただ、まあ、事務局の方からも説明があるのかもしれませんけれども、結局、この、今までに（住民投票を）やったこの全てが尊重、結果尊重型ですから。ただ、それをこう「ひっくり返した。」という事例というのは、多分、ほとんどない。まあ、ごくまれにあるのか、私もちょっと全部調べていませんけれども。

例えば一番最近だと、この（資料「条例に基づく住民投票の実施事例（市町村合併を対象とした事案を除く。）」）２２番の駅の建設。これは、まあ、テレビでも結構、報道されて、確かこの時は市長が自分の自治体、確か高崎線、「群馬県に走っている高崎線の駅を作りたい。」という話を多分していて、確か、議会も「まあ、いいんじゃないですかね。」というような話だったと思います、ちょっと私も詳しく思い出せないんですけれども。ただ、まあ「一応、市民に問う機会を設けましょう。」というような感じで、多分、（住民投票を）やった結果、市長が思っていた「多くの市民は、きっと賛成してくれるだろう。」と思っていたら、意外と反対が多かったと。で、結局、まあ、このときも「じゃあ、やっぱり止めます。」と、「お金もかかるから止めてくれ。」っていう意見が多かったということで「止めます。」というようになっていったので、事実上は尊重であったとしても、まあ、結果はほぼ半拘束されていると。それに（結果に反する決定に）変えるような（市長、）「いや、それでも、駅、作りますよ。」という市長が出たときには、多分、さっきの１６の資料で見たような、他の制度で市長がリコールされたりするんじゃないのかなと。

まあ、そういうことを考えれば、まあ、「住民投票のその結果というのは、自ずとそれなりの影響力があるものだ。」ということに、多分、つながってくると思うんですよね。「それに反するようなことを例えば市長なり議会がしてしまうと、まあ、一挙に不信任が募るだけだという状況を考えれば、事実上、ほぼ拘束型だろう。」というのが、この結果ではあるとは思うのですよね。

ただ、「それをどの対象とするのか。」というのが、今、多分、議論すべき問題。この駅の話は「自分の自治体に駅を作ります。」という話なので。まあ、住民にとっては、確かに便利になる人ももちろんいますし、駅ができることによって自分の住んでいる場所の近くに駅ができることによって色々な迷惑を被るという考えももちろんありますし、単純に「自分たちの税金が何億円もかけて駅に投資されて、どれだけその恩恵があるのか。」ということを考えたときに、「いや、ノーだろう。」という答えが多かったという話だと思います。

そういったことを考えれば、まあ、自分の自治体で行うことに対しては、もちろん「いい。」とは思うんですけれども、さっき佐藤委員がおっしゃったように、市長が例えば「苫小牧に原発ができますよ。」と、「いや、ノーだ。」とその場ですぐ言ってくれれば、もちろん「そうだ、そうだ。」というふうになるのかもしれませんけど、「いや、うちの自治体、もうお金がないので、原発できて、交付金もらえるんだったら欲しいな。」と。で、議会も首長寄りの議会だったりすると、「いや、それは、そうだよね。」と、「お金もらえるんだったらいいんじゃないの。」というふうにやっぱりなってしまうっていう可能性も（ある）。どうしても選挙で選ばれますから、どちらかに寄ってしまう。まあ、市長寄りになってしまう。議会が市長と全く、全然正反対のとこ（自治体）ってもちろん、そういう場合も選挙の結果としてあり得るとは思いますが、もし、そういう市長寄りの議会ができてしまったときに、どんどん、トントン拍子に話が進んで「いや、それ、何とか止めなきゃなんないんじゃないか。」といったときに、まあ、「意見を言えるような制度」として、多分、こ

れを考えているという話だと思いますので。ただ、それに対して「じゃあ、原発は対象になりませんよ。」とかって言われちゃうと、「どうなんだろうか。」というのは、飽くまで、僕の中では懸念されると。

ただ、よっぽどのことがない限り行われるものではないとは思うので、まあ、作ったからと言って「じゃあ、すぐ、何かのやつ、試しにやってみよう。」とか、そういう話にはもちろんならないと思いますから、そこを考えると、まあ、「すごく急いで、今、作りたい。」と言っているものでもないわけであって、そこの「市の権限に属さない事項」というものが、今のところまだ明確じゃない、他の自治体でもまあ明らかになっているとこはなかなかありませんので、「そこのところがまあ、よく分からないな。」、「ちょっと考えなければならないな。」というのであれば、それはそれでもっと議論を深めていけばいいだけなのかなとは思うんですよね。

●佐藤副会長　でも、市民にやっぱり説明責任、「市の権限に属さない事項」って、今、原発の話が出ましたけれども、苫小牧市の中に建てるときは、それは「市の権限に属さない。」ってわけではないですよね。当然、それを許可をするためには「開発行為」があったり、色んなところで「市の権限」があるわけですよね。あの、この前、名護市かどこかで結局、市長が反対して道路を通すとか通さないとか、色んな（ケースが）、あるじゃないですか。だから、その辺りは多分、我々もよく分からないけれども、市民ももっとよく分からない。その、「市の権限に属する」ことなのか「属さない」ことなのかというのは、明確ではないんでしょ。

●髙野会長　結局、これは、どの自治体の条例を見ても、明確ではないですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね。まず、あの、行政素案といたしましては、各市の除外規定をそれぞれ横にらみしながらですね、比較的標準的なものを素案としては置いたと考えております。で、この除外規定につきましては、高浜市が住民投票条例の制定の走りの先駆的な団体なんですけれども、そこで当初制定されたネガティブリストと、まあ、ほぼ（同じで）、うちの市で置いているリスト（も同じなのですが）、うちの市もそうですけれども他市で置かれているネガティブリストも、総合的に「市の権限に属するもの」、「市の権限に属さないもの」というような、そういうネガティブリストを常設型条例を制定した自治体は、それぞれ置いてきたということでございます。

ただ、あの、じゃあ、「市の権限」というお話になったときに、具体的に「じゃあ、何を（権限として）持っていれば市の権限とするのか。」と、「これがあるから、市の権限だ。」というのは、なかなかその、情報として（常設型条例を制定している自治体の除外事項としては、「市の権限に属さない事項」というのは）各自治体、置いてあるんですけれども、確定的に「これについては、違うだろう。」と入れてるものというものをですね、解説等のベースで見た記憶はございません。

ただ、一般的にその「市の権限」としてはじかれると考えられるものは、国のその防衛問題であったりとか、外交政策であるとか、国の専権事項として行うようなものは、そういった規定ではじかれるのではないかという考えでございます。

ただ、「市の権限（に属さないもの）」とは、別に国の権限だけに属するものではございませんので、「じゃあ、産廃はどうなのか。」とか、「私企業の権限についてはどうなのか。」とかですね、これが混在しているようなケースもありますので、そこは総合的な判断をせざるを得ないと考えておりまして、明確にですね、この「これがあれば、市の権限です。」と言い得るものは持ち合わせないのでですね、そこは御理解いただきたいと思います。

●佐藤副会長　でも、そこが明確じゃないと、要するに「門前払いされるか、されないか。」というのは曖昧ですよね。どうなんですか、その辺りは。

●髙野会長　結局のところ、多分、その「ポジティブリスト」、「ネガティブリスト」ってずっとその話、今、出ていると思うんですけれども、さっき、事務局の方から素案の後ろの４０ページ前後でこの「○　実施可能」、「×　実施不能」とかって。ただ、これ結局のところ、その、署名簿集めて、その「対象になるのか、ならないのか。」と判断するのは、首長ですよね、この素案上では。なので、首長がたとえ「ちょっと、これ外れていたかもしれない事案」であったとしても、パフォーマンス的に「やります。」と言ったら、まあ、もちろん（住民投票が）できちゃいますし、「いや、これ本当は入るのかもしれないけど、やんない方がいいんじゃないのかな。」という考えになれば、何か適当な理由を付けて「やりません。」ということも、事実上できてしまう。まあ、市長さんが変わることによって、まあ、その、判断のポイントも変わってくると思いますから、そうなってくると、実際のところは、まあ、どんなものでもできてしまうのかもしれないし、どんなものでも止めようと思えば理由を付けて拒否をすることは、多分、できてしまうんだろうなと。

●佐藤副会長　でも、もう少し具体的なことができるんじゃないんですか。まあ、当然、外交とか、防衛とかね、それはもう、まあ完全に外れるんだと思うんですね。そんなこと我々が話したところでしょうがない。

それと、ここに書いている「×」のところで、４１ページでね、「原発の再稼働について賛成、反対」って。これは、もう（既に原発が）ある場所ですね、泊みたく。で、苫小牧の場合で考えれば、まずないわけだから「これは「×」だ。」って。対象外ですよね。

問題は、じゃあ、原発を市長が「やる。」って言った時に、それが「反対するか、反対しないか。」というのは、「やる。」っていうのは、苫小牧市の話ですよね、国がゴリ押ししているわけではないわけでしょ、そうですよね。

○事務局（木村政策推進室長）　まあ、何らかの市に対するアクション、

●佐藤副会長　アクションがあるわけですよね。だから、もう少し細かくなくても、「駄目なものを」っていうのはやっぱり、きちんとだけしておけばね、「外交は、駄目ですよ。」とかね、「防衛に関することは、駄目ですよ。」とか、「市の人事のことは駄目だ。」と。それ以外のことっていうのは、産廃だって何だって、市は絡むことだと思うんですよね。

これ見ると「×」になってますよね。この「×」がよく（分からない。）

●髙野会長　これ、多分、佐藤委員おっしゃるように、苫小牧市の市有地を含んだとこにまあ、「原発ができます。」とか「産廃処理場ができます。」といったら、もちろん「市有地を売却する。」であれ、まあ、もちろん「賃貸する。」であれ、ということで、そこのときに「ノー」と事実上言うことは、多分、できると思うんですよね。

ただ　原発でも北電がこう、すごいお金を出して、バーっと土地を買ってしまって「自分の土地に建てるなら何を建ててもいいでしょ。」となったときに困るだろうなと。

●佐藤副会長　でも、それだって、当然、まあ、専門的な話になるけれど、どでかい土地を買う場合というのは、勝手に売買できるわけじゃなくて、

●髙野会長　まあ、そうですよね。その前に多分、規制の、

●佐藤副会長　条件により開発行為が発生するわけだから、当然、市が開発行為の許可を下ろさなきゃ駄目で、勝手にいくら孫さんが何億平米（土地を）買ったところで、原発ができるわけではないわけだから。だから、なんかね、もうちょっと「駄目なこと」と「いいこと」というのは、もうちょっと分かるんじゃないんですかね。
　何かこの「×」を見ると、「なんで産廃は我々が口出しできないの。」というのが、ちょっと（よく分からない)。「いや、これは北海道の許可だ。」って言ったって、いくら高橋（知事）さんが許可出したって、苫小牧市が許可しない限り、絶対に産廃はできないわけだから。
　だから、できないことだけをしっかりと書いて、その、「市の権限に属さない事項」っていう（ことで)、私はここで逃げるのは、ちょっと、何かずるいな、正直言ってずるいなと（思います)。

●髙野会長　若しくはそれが明確にできないというのであれば、「(市の権限に）属さない事項」、そこの部分については何も書かないと。「その時に、判断しましょう。」というふうにするかですよね。

●佐藤副会長　（そのように）するかですよね。「その時の市長に任せる。」と書くのか、

●髙野会長　市長に任せるか、まあ、住民のその盛り上がりですよね、反対運動であるのか賛成運動か分かりませんけれども。
　逆に、「何も書かない。」という手もあるのかなと。「基本的に、何でもできますよ。」と。

●佐藤副会長　うん、でも、「何でも」って、やっぱり、

●髙野会長　まあ、それは言い方もあるかもしれませんけれども、

●佐藤副会長　防衛とか外交とかは、やっぱり、いくら、さっき私が言ったように、「いくら声を挙げたところでどうにもならない。」という部分というのはあるんだと思うんで。

●髙野会長　これ、米軍の訓練再編の移転のやつがありましたよね、今から多分６年くらい前だと思いますけれども。まあ、あの時は、防衛省から「沖縄の負担軽減のために、他の自衛隊基地でやってもらえませんか。」ということで打診があって、岩倉市長は「訓練移転、負担軽減のためにやります。」と、まあ、千歳市と両方とも手を挙げて承諾したという話だと思うんですけれども。
　そういった場合でも、まあ、「(住民投票を）やりたい。」というふうに出てくる可能性というのは全くないわけじゃないのかなとか、「危ないんじゃないか。」と。ただ、それだと今のところ（住民投票を）できる手法がないというのも、まあ、何かもったいないというか、あれなのかなという、ちょっと気になるなというのがあるんですよね。
　それが、まあ、実際、その、署名がどれだけ集まるか、やってみないと分かりませんけれども、まあ、「集まらなければ、そんなにも盛り上がってないんじゃないの。」と、それはそれで「そういう結果でした。」と。ただ、実際、盛り上がって、署名も４分の１以上集まって、まあ、若しくはそれを市長が「いや、僕の考えじゃ、ちょっと（決められない。)」というのとかあれば「市長発議」ということももちろん考えられますから。それを考える

と、別に設ける必要、「（市の権限に）属さない事項」という、まあ、結局、「明確にできないというのであれば、置く必要性ってあんまりないのかな。」というのがあるんですよね。

●竹谷委員　いや、これ自体、何か全部「×」、「×」、「×」、「×」って、そんなことで、「何だ、これ。」って。「これだったら、何も（そのような条例なら）いらないんじゃないか。」って感じるんです、極端な話。

「「×」、「×」、「×」、「×」、全部「×」です。」と。「したらこれ、何だ、これ。」って、「何も必要ない。」っていうふうに感じるんです。だから、ある程度、柔軟的にやらないと、せっかく作るんだから、要はあの、何て言うんでしょう、ある程度柔軟的にやっていかないと、はっきり言って、これ、ただのペーパーでやって、「それで、はい、終わりだよ。」っていう形になると思うんです。だから、これ、極端な話、産廃施設、さっきの「産廃施設、作りますよ。」って、「道が許可しましたよ。」。けど、苫小牧市民、やっぱり、極端な話、そこの高丘の水源地のそばに産廃施設作ったとすると、やっぱり「苫小牧市の人間、そんなので許可されたら、たまったもんじゃないよ。」と。「それは反対だよ。」っていうふうなことになった場合、「どうするの。」って話もあると思うんです。さっきの５０分の１でいくのか、４分の１でいくのかって話しにもなってくるんです。

だから、ある程度、そこのところは柔軟に対応していかないと（いけない）。それか、もう、ある程度、ブラックボックスって言うんですか、もう、ある程度、あやふやにしておかないと、極端な話、「何にも出せませんよ。」って。「この条例作りましたよ。」、「何にも出せませんよ。」、したら「そんなもの、必要ないんでないか。」と市民から言われると思うんです、極端な話。

だから、この「×」、「×」、「×」、「×」って、何でもかんでも「×」。いや、極端な話、「とまチョップがゆるキャラ（グランプリ）に参加する。」とか、そんなのは論外として、ある程度のものは、「市長段階でどうするか。」っていうのはあれだけど、出せるようにしておかないと駄目だとは思うんです、極端な話。

●髙野会長　これは、「もうちょっとこの部分について、ちょっともっと掘り下げて。」という必要性ってやっぱりあるんじゃないんでしょうかね。

●佐藤副会長　だって、窓口に、多分、係があってね、窓口に行って「実は、住民投票したいんですけれど、これいいですか。」って聴いて、その窓口が何か（資料のようなものを）見て「ああ、駄目です。」って言える部分じゃないわけでしょ。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　まず、住民が署名を集めるための、その請求に来ます。

●佐藤副会長　来ますよね。例えば、私がもし来ましたよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　それで、当然、それは内部決裁で市長までいくような形になろうかと思いますけれども。そういう中で「この事案については、この除外事項に当たる。」とか、「当たらない。」から、「証明書を交付します。」、「（証明書を交付）しません。」というような手続上の流れになります。

●佐藤副会長　手続上、なりますよね。

ただ、その、もう少し、具体性というか、「市の権限に属さない事項」って書くんだった

ら、本当に初めからもう、受付の段階でその、「市長に行く。」、「行かない。」に関係なく、もう、さっき言ったように、「内閣のＴＰＰの参加交渉」とかね。多分、何か法律があるんでしょ、そういうことで（の法律が)。「こういう感じのことは、駄目です。」とか、「総理の防衛に関することに関しては、初めからもう受付でしない。」とか。それで、「本当に受付しないってことだけはっきりしておく。」って、「それ以外は、協議です。」ってしないとね、多分、さっき言ったように、「市民の声を出したい。」という人も出てくるんだと思うんです。そのときに、「総理の安倍さんの防衛について投票したい。」と出てきても、私はしないんだろうと思うんですよね。だから、本当にしないものだけ明確にしておかないと、何か、ただ、夢を与えて、「行ってみたら駄目だった。」っていう（ことになってしまう)。

〇事務局（中村市民自治推進課主査）　よろしいでしょうか。今の一連のお話の中でですね、多分、その「市の権限に属する」という除外事項を置いているのですけれども、この規定がですね、具体的にそれを運用していくに当たってですね、「どういったものが対象となるのか、ならないのか。」というところが、まあ、他市も含めてかと思いますが、判然としないというような御指摘もありました。まあ、そういうことの前提での話かと思いますけれども。

ですから、まあ、運用としてはですね、そういったものというか、「何でもかんでもそれで除外するという考えは（市には）ない。」のだけれども、いかんせん、その、「市の権限」が不明確であれば、その運用といいますか、解釈が変わってくるような、対象事項というのが変わってくるようなことが懸念されるとすれば、まあ、それは、解決するような（問題であり)。除外リストとして適切なのか。」とか、いや、「それでも、そういったものは除くべきだ。」とか。「何を対象として、その、市の権限に属さない事項として、住民投票できるもの、できないものを設定していくのかというところの整理が必要だ。」と。まあ、そういうようなところでしょうかね。

●佐藤副会長　多分、これ見たときに、それが一番、関心事じゃないですかね。住民投票の対象になるのかならないのかというのが。

●竹谷委員　そうでしょうね。これ見ていたら、「×」、「 ×」、「 ×」、「 ×」っていったら、「何も、そしたらこんなものやらなくていいだろう。」みたいになっちゃいますよね。

〇事務局（木村政策推進室長）　まあ、一応、ここの「×」は、「こういうのは、市の権限ではない。」というものを挙げておりますので、市の権限の「〇」のところが書かれていないということになっていますので、(御理解いただければと思います。)

●竹谷委員　何か、これ、もし自分が住民投票をやるということで、「これがやったら駄目な事項です。」って見せられた時に、全部「×」だったら、「これならやらない方がいいんじゃないか。」という話になっちゃうんだと思うんです。

〇事務局（木村政策推進室長）　まあ、一応、この市の権限の、その「除外規定としてどうするか。」というのは非常に大きな一つの重要な論点だと私ども感じておりますので、ここはまあ、更にこちらの方でも何かそういう論点、「こういう論点が、別にあるよ。」みたいな考え方も示した中で、また再度、もう一回、話をやっていただくという、

●佐藤副会長　難しいと思うんですよね。だって、若しくは「道の許可に関することはね、

別です。」と分けたってね。でも、絶対に都市計画だって苫小牧市長がいくら「いい。」って言ったって、道にいって最終的に都市計画に判子が押されるじゃないですか。じゃあ、それは市じゃないですよね、権限は。何でもそうですよね。だから、やっぱりそこなんだと思うんですよね。

だから、一括に「苫小牧市ではなくて国及び道が許可するものに関しては別です。」となっちゃうと、大体の色んな行政のことって、大体、道が判子を押して、市が追従するわけだから。そうすると、「一切、都市計画に関して住民投票はできない。」ことにもなっちゃうし。そこが何となく（おかしいのではないですか）。

話が戻りますけど、絶対、最後には、まあ、こんなのしか出てこないんだとは思うんだけれども。でも、何か、市の権限に属さない事項というのが僕はちょっとここが（気になります）。もうちょっと、きちっと「こうです。」っていうのをしないと（いけないのではないか）。

●谷岡委員　ただ、いいですか。ただ、あの、言われていることもっともなんですけれども、もし、僕が作っている人のね、代弁をして言うならば、まだ市のこの条例ってのは、まだ日本でいうと「走り」に当たるわけですよね。ですから、あまり冒険もしたくないんだと思うんだ。ですから、ある程度、これを運用する間に色々な年数をかかる間に、色々な市民からの批判とか色々出たときに、どんどんやっぱり条例っていうのは変わっていくと思うんですよね。法律もそうですけども、もちろん髙野さんがそれ専門なんで。どんどんどんどんやっぱりその、法律は生きているようなもので変わっていっているわけよね、皆さんのその対応によって。ですから、これが１８歳という年齢の方も対応できると。ですから、ある程度一つの枠があっても、今回はやはり僕は止むを得ない（と思います）。それが５年後もまたこれと同じではなくなっているだろうと思うんですよ。ですから、我々はそういうような中で（考えていくべきだと思います）。やはりその、僕は、岩倉市長はずいぶん斬新的に、早くからこういうことに取り組んでいるなって評価もしている一人なんですけれどね。

ですから、やはり、他のことも考えながら進んでいった方がいいのかなという具合に思ってはいるんですよね。今まで言われていることは、全く正しいことだし、斬新なことは間違いはないんだよね。

●佐藤副会長　だからあの、ええと、さっきも言った何回も言うように「本当に駄目だ。」と、「いや、これ、扱えない。」とき、こういう防衛だとかね、「そこだけは、しません。」と。それ以外は「まあ、ある程度、今後、色々なことをやっていきましょう。」という（部分については）。

本当に手を付けれないものだけ明確にしておいて、多分、それは５年先になっても手を付けないのだろうと思うんですよね。だから、それ以外のことはあんまりね、項目はなくてもいいんじゃないかと。今、言われたように、谷岡さんが言われたようにね。

●髙野会長　あの、難しいですよね。防衛も、じゃあ、僕らがどうこう言うことはできないのかもしれない。例えば、でも訓練移転とか、まあ、そういう、自衛隊の基地でも「新しいオスプレイが配置される。」とかね、そういう話になった時に、「国防だから、言えません。」というのは確かに一理あるとは思うんですけれども、まあ、市長が「これは自分たちの自治体に、その、市民の生活に重大な影響を与えるかもしれないので、やった方がいいんじゃないか。」というふうに言われちゃうと、たとえそういう項目があったとしても、まあ、やろうと思えばいくらでもできますよね、理由付けをして。

●佐藤副会長　でも、それは市長の起案で住民投票ができるわけでしょ。

●髙野会長　できるって（いうことです）。でも、「市の権限に属さない事項」っていうふうに、そこに「国防」とかって入れちゃうと（問題がある。）。いや、もちろん、それはそこに（「市の権限に属さない」って）書いてるから、本来、できないけれども、「難癖付けて。」って言い方になっちゃいますけれど、やろうと思えばできますよね、理論上は。それとは逆に、それだったら何もない方がいいのかなと、（市の権限に）属さない事項というのは。いや、いくらでも理由付け、言い訳はあとから付けれますから。まあ、「市民の生活に重大な影響を与えるかもしれない。」、「（飛行機が）落ちて怪我した人がいたら困る。」とかっていうふうに、何でも理由を付ければいくらでも言えますから。そういったことを考えると、逆に、まあ、なくても（いいのではないか）。

●谷岡委員　何もかもなければ、今度、交通整理をするのが窓口で大変なんだわ。

●佐藤副会長　何もかも同じ。

●髙野会長　いや、ただ、要件が、

●福井委員　除外事項を一切、決めないということですよね。

●佐藤副会長　そういうことですよね、今、言っていることはね。

●髙野会長　ただ、まあ、４分の１という条件を市民が（署名を）集める場合はもちろんありますし、市民だけではなく議会の請求もできますし、市長の発議というのもできるので、そこを考えると、別に「（市の権限に）属さない事項」って置くこともできますし、置かなくても色んな理由を付ければいくらでもできるんだろうなとは思ってしまうんですよね。

●川島委員　私も基本はね、（「市の権限に属さない事項」の除外事項については）ない方がいいと思う。やっぱりシンプルな方がいい。で、やっぱり、例えばつまらないような提案でもね、さっき言った、結局、４分の１（の署名を）取らなきゃ意味がないんだから、「つまらない提案だったら、誰も賛同しないでしょ。」って思うわけですよね。だから、間口はやっぱり広くて、で、４分の１という数字の重みでね、それが決定されるのがいいんじゃないかなということです。

●髙野会長　まあ、実際にこれ、４分の１のその数字も飽くまで素案ですから、例えばもっと厳しく「３分の１にしろ。」とか、「２分の１」でもいいわけなんですよね、やろうと思えば。逆に下げることもできます。「６分の１にする。」とか。ただ、今のところ４分の１というそれなりに重い数字を素案として考えているということを考えれば、川島委員がおっしゃるように、

●川島委員　いや、「（「市の権限に属さない事項」って規定したとしても、）判断ができないでしょ。」って、逆に僕は（思いますということです）。限定も結構だけれどもね、「（判断するのが）難しいんじゃないかな。」っていうね、

●髙野会長　結局、判断するのは最終的に市長なので、市長がパフォーマンスで「これ、やるよ。」と言ってしまうと、例えばその４分の１（の署名が）集まらなかったとしても、「市長発議でやります。」って言ってしまえばやっぱりできちゃうんで。それだと逆に、もう、そういう何か頭を悩ますようなことを無理に言葉にする必要性というのはないのかなとは思うんですよね。

結局、多分、この議論を多分１年続けたとしても、「市の権限に属さない事項」は、結局、「これは白で」、「これが黒で」というのは多分なくて、ずっとグレーのまま「これもやろうと思えばできるんじゃない。」、「いや、これもできそうだよね。」とかいうのがずっと話として続くのだと思うんですよね。

まあ、もちろん、今ここの場ではそういう意見が出ているというのはまあ、事実ですから、そこの部分についてはちょっとまあ、事務局でも他の自治体の条例を、ちょっと、まあ、判断が、その、どういうふうに書いてあるのか、もちろん資料としてはありましたけれども、ちょっと比較検討していただいて、まあ、それをどうするのかというのは、最終的にまとめて市長に答申するというときまでに、もう一度この議論についてできる場を設けた方がいいのではないかと思うのですが（いかがでしょうか）。

●福井委員　あの、いや、僕がちょっとあんなことを言ってしまったからこういう話になってしまったのかもしれないのですけれども。

やっぱり、飽くまでも市政に対する参加、市民が参加できるツールの一つであることは間違いないです。だから、市の権限が及ばないところに対して参加するわけではないのから、ここでこれを削られることはいいと。ただし、前の議論の時に、やはり、まあ、ワークショップから始めてですね、皆さんの市民の意見というのは、実は「国に何かものを言いたいんだ。」だとかいうのが非常に多かったんですね。そしたら、じゃあ、国民の権利、「国民投票だとかでやって、それを発揮できるか。」といったら、そうではなくて、じゃあ、やっぱり一番ね、可能性があるのがこの住民投票条例ですね。で、まあ「その権利くらいはないと駄目だね。」っていうところに大体は（結論が）落ち着いていって。

ですけれども、それが議論を重ねていくうちに、やはりそれは体系からは外れていってしまったんですね。でも、最終的には先ほど言った、「それも酌んでくれるというような条文を何とか作ってくれる。」というお話だったので、「じゃあ、体系としてはおかしくないから。」、「住民投票としての形としては、これは、全然、オーケーだから。」（ということで）、「その市民の気持ちをちゃんと酌んでくれる何か保障が欲しい。」っていうか、「そこがどっかの条文に入ってくれればいい。」っていう感じでは、何かオーケーを出してたのかなとは思うんですよね。

ですから、そこですよね。「全くなくする。」ということではなくて、どこかに、その、だから、それは、「拡大解釈すれば、それは市の解釈が及ぶところなんだ。」というふうに解釈をしてくれる何か保障が欲しいなと、そのように思うんですよね。

●髙野会長　これ、ちょっと、ふと読んで気になったんですけれど、例えば（市民が）「署名を集めます。」で（市民が）行きますよね。で、（市民が）話、聞いて、いや、この「×」の、これ、まあ、多分、「やろうと思えばできそうだな。」というような事案でも（市民が）申請したら、（市が）「いや、それ、署名簿、渡せません。」ということも、もちろんありますよね。その時って、例えば行政不服審査法みたいなので救済措置というのは考えてはいるのでしょうか、市長が成した決定に対して。

〇事務局（中村市民自治推進課主査）　あの、証明書の交付、不交付は当然、行政処分と考えておりますので、行政不服審査法によるその異議申立てというのは、可能と考えております。

●髙野会長　いや、例えば、市長が「それはやらん。」と、「ＮＧです。」と言っても、例えば、これは上級行政庁に行くんですよね。

〇事務局（中村市民自治推進課主査）　いえ、市単独の制度ですから、上級行政庁という考えはございませんので、市長に対するその異議申立てということになります。

●髙野会長　市長に対する異議申立てになるんですね。まあ、何か、市長に対する異議申立て。何か、市長に対する異議申し立て、市長が最終的にまた判断する、「いや、駄目だ。」って言ったら終わると。あんまり意味のない制度だといえば、意味のない制度ですよね。

●谷岡委員　ある程度やっぱり縛っておかないと、複雑になるよね、それならば。

●髙野会長　いや、ただ、やろうと思えばいくらでも理由付けができそうな雰囲気になってくるんでね。これ、例えば「市民からのみの住民投票の請求」だったら、それは多分、何か制限とか色々できると思うんですよね。「これはできます。」、「これはできません。」というのは、多分、ある程度、置くことができるんじゃないかなという気がするんですけれども。「議会もできて、市長もできて。」ってなると、何だかんだ言うと何でもできそうな感じになってしまう。

一番、多分、想定されているのは、まあ、「市長は、例えば〇〇について賛成しています。でも、議会は反対しています。利害が対立しているので、市民に対して意見を求めたい。」。それは多分、すごいシンプルな多分、住民投票の求め方だと思うんですよ。

ただ、それは飽くまで首長ないし議会からのその、「首長がこういう判断しているけど、議会がこういう判断をしているので、市民の方々、どう考えてますか。」っていうふうに問う形。まあ、もちろん、首長が「僕はこう考えているけど、市民の方、議会は反対している。どうですか。」っていうふうにやるパターンというのをもちろん、今回のこの条例だとできてしまうので、それを考えると「何でもできるなあ。」と思ってしまいますよね。

●佐藤副会長　でも、本来は、これができる前は、それは解散して選挙やっていたわけでしょ。

●髙野会長　で、問題としては、そこなんですね。制度として、飽くまで行政手続の一つですから。そういう、今、おっしゃったように解散制度ももちろん、さっき言ったように１６の資料見ればもちろん書いてますけれども、リコールがあったり、市長が出直しで（選挙に）出るというのももちろん想定はされますよね。まあ、橋本さんのように「都構想ができないから、自分でもう一回選挙するぞ。」といって出る人ももちろんいらっしゃいますよね。

●佐藤副会長　うん、いや、だから、それは確かにこの我々が学んだ、運用としてはそうだけれど、市民の立場で言うとね、結局、市民が「これは反対だ。」、「これはやりたい。」っていう意見を言いたいっていうことですよね、

●谷岡委員　そうです、そうです。

●佐藤副会長　システム的にはですよ。確かにシステムでは「市長も言えますよ。」、「議会も発案できますよ。」という。しかし、それは、市民にとってはまあ、関係ことですね、関係ないといったら変だけれど。我々が反対したいこと、我々が賛成したいことをどうやってきちんと言えるかですよね。

そうすると、市長が「橋は壊します。」、いや、市民は「橋を再生して欲しい。」。そこで、もめたことを（住民投票で）やろうということですよね。だから、市民の立場から言うと、実にシンプルなんですよね。行政が反対して、まあ、やろうとしていることに反対するのか、行政が反対したことに市民が賛成したいか。

だから、もうちょっと、だから何て言うのかな、やっぱり、自分たちが「これは駄目」、「これはまあ、いろんなことがあるけれど、協議することによってできる。」というのを、そこのところをはっきりしないと、誰も関心持たないような気がするんですけれど、条例はできても。

●髙野会長　まあ、それがちょっと、まあ、多分、かなり重要なこの条例を、まあ、今後制定していく上で重要な部分だと思いますので。

●竹谷委員　さっきの、市長が決めて、市長が駄目だって言って、また市長に持ってくるというは話もちょっと、何か摩訶不思議な（ところがある）。そこのところも、ちょっと考えないと。「したら、また同じ話じゃないか。」って堂々巡りになっちゃうし、そこのところもちょっと考えていかないと駄目だと思うんですよね、極端な話。

●髙野会長　そうなんですよね。結果としては多分、出たものに対しては、たとえその投票率が６０パーセントとか、５０パーセントだったとしても、出た答えは、結局、それなりの重みがあるわけですから。それに対してまあ、それをどう今度「どうその結果を活かすのか。」というところをまで含めて考えなければならないのかなと。それを活かす前には、色々と多分、市民に対しては色々と説明をしなければならないとは思いますけれども。

●福井委員　いや、あの、まあ、色々な想定があって、「本当に市民の意見を聞いて欲しいんだ。」ということであれば、当然、ここの除外事項というのはない方が確かにいいことはいいんだけども。だけど、「じゃあ、何でもどんな小さなことでも、声を上げたら準備ができちゃう。」というのは、完全に市政を混乱させるだけの話だというので。

そうなると、ね。で、僕も長く携わってた中で、議員さんだとかの話を聞くと、やはりその、今現在でですね、今現在で「そういうことで手を挙げて混乱をさせようとする、よく言うクレーマーだとか、そういう人が、今現在は特異な市民として猛威を振るっているんだから、やっぱり、そこの対策として、やっぱりこれは置いて置かないと駄目だ。」という話も聞いて、「うん、なるほど、それもあるな。」と。というのがあって、それで、形だけを見ていくと、「ああ、こういう形でいいのかな。」という気が実はしていたんですよね。

でも、まあ、よその岩国だとか巻町だとかの住民投票のことでいくと、やはり、何か最後は泥沼状態になっちゃうじゃないですか。泥沼状態になって住民投票までいくんだという想定でいけば、やっぱり除外項目はない方がいい。そうじゃないと、市民というか住民は、やたら弱い立場なんですよね。

●髙野会長　確かに、これは前々回くらいに多分配布された資料（常設型住民投票条例

項目別一覧表（住基人口１０万人以上）の中の項目）で、まあ、「住民投票に付することができる事項」というのを事務局がまとめてもらったんですけれども。まあ、「除外事項なし」というのが本当にすごく少なくて、大和市くらいしか制度上はないんですよね。あと、それ以外は、結構、「かなりまあ、グレーに書いているな。」っていうところが、もちろん多少ありますが、「法令に基づき投票に付することができる事項」とかって書いてある。まぁ、何でも例えば「法令」って、自治体も急いで条例なんか作っちゃったりして、「いや、これ、できるんだ。」って言ったら「何でもできるんじゃないか。」というふうには思ってしまうんですけど。

まず、ちょっとそこの部分はどちらにしても、今日、色々な意見が「ちゃんと細かく、ある程度置くべきではないか。」というのももちろん出ましたし、「何も置かない。」というのももちろん出ました。あとは、現状のこの素案のように、「重要な事項は除きますよ。」と、「対象にしませんよ。」というもちろん考え方というのも（出ましたし）、その三つの大きく分けると考え方が出ていると思いますので、そこの部分については、もうちょっと掘り下げて話をしていかなければならないのかなということがよく分かりましたので、ちょっと、事務局の方も、再度、条例を含めてちょっと精査していただいて、まあ、「どういう例えば問題点が想定されるのか。」、実際のところ、「やってもいないのに、想定するのはなかなか難しいだろう。」という意見ももちろんありますけれども、まあ、そういった部分で、例えば「こういう場合はできるのか、できないのか。」というのも、ちゃんと再度、もう一度考えていただいて、議論をもう一度する時間を設けていただければいいのかなというふうにちょっと話を（まとめたいと）。時間ももう８時半になりますので、ある程度、まとめをするとそういう状況なのかなということと思いますので。

事務局の方もちょっと、再度、この項目について話をするということで御理解いただいて、必要な資料をちょっと提示していただければ、最後の議論の際に役立つというところで、話をまとめたいなと。

●川島委員　あと、ちょっと一言だけ言わせていただくと、まあ、確かにあの、本当にこう、住民投票をシンプルにするなら、（除外事項は）ない方がいいのかなと。ただ、色んなクレーマーとかね、「何でもかんでも。」っていわれちゃうと、まあ、若干、（除外事項が）あってもそれはそれでいいのかなと。ただ、今日ここにあるこの資料のように「×」、「×」、「×」、「×」とずっといっぱいで２０も３０も並んでいるとね、「これ見ただけでもう嫌になっちゃうとよ。」というような気がするから。

ですから、そういったこう伝え方の問題、「市民、投票したいんですよ。」という人への伝え方は、ちょっとやっぱりよく気を付けていかなくちゃいけないのかな。だから、核になる、まあ、さっき言った国防とかうんぬんの話がありましたけれどもね、それだけを載せるとかね、あるいは「これこれは、どうですよ。」とか、そういうのは大まかなことで、あまり細目をいっぱい並べ過ぎると、かえってね、細目が細目を縛っちゃうから、大変かなっていう気がするんです。

あと、それからもう一点、その、今回これ、その、市民と議会と市長とありますけどね、さっきその言った「市長だとか議会はね、これ本当にいるんですか。」っていうところもね、あるかなと。「市民だけで、そして限定」というのだって（あるから）、ある程度分かるかなと。

●佐藤副会長　そうそう。だって、やり方って「解散する。」とか。昔はそれでやってたわけだから。もっとシンプルになってますよね。

●髙野会長　まあ、その他の制度についても地方自治法上の制度ということになると思うんですけれど、まあ、そこをどれだけ今、一般の市民が理解しているのかという問題ももちろん出てくると思います。なので、もし、まあ、今後どうなるのか分かりませんが、今のところはまあ、首長、議会、市民と三者が発議できるような制度作りということですから。
ただ、そういうのが問題だというのであれば、そこの部分についてもまあ、考えなければなりませんし、まあ、あと、その関連するその条例ですよね。例えばそれで住民投票が否決されたとしても、まあ、逃げ道というわけではありませんけれども、「別の手続で（住民投票が）できますよ。」というのをちゃんとフォローアップをするというような。
まあ、なかなか市の方から「この結果に対して市長にリコール請求する制度がありますよ。」とかって言えないとは思いますけれども、まあ、「制度としてこういうものがあって、そういうふうに使うことも可能ですよ。」と、「これだけが意見を述べる手法ではありませんよ。」ということをきちんと伝えれるような制度設計は必要かなとは思います。
とりあえず、まず、ちょっと８時半になってしまいますので、はい。まず、ちょっと事務局には宿題ということで、すみません、お願いします。

●佐藤副会長　ごめんなさい、あの、宿題というのは、「細かなことを出せ。」という意味ではないですよね。そういう宿題ではないですよね。

●髙野会長　そうですね。その、とりあえず、素案のように重要事項、その、市に対する、あの、まあ、国防とかそういったものを全く全部対象としないのか、それとも、まあ、そういった国防に関するものとかそういうものは除くけれども、まあできるようにするっていうのか、それとも、それとも全く何も置かずに制度とするのか。
まあ、多分、どれが正しくてどれが間違っているという答えはないと思いますので、多分、それにどれも一長一短あるとは思うのですが、その三者、まあ大きく多分、分けて三者だと多分、今、意見が出ておりますので、その三者を比較対照できるような、「こういうデメリットがありますよ。」とか、「こういうメリットがありますよ。」とか。というようなことが分かるような何か表みたいなものを作っていただけると、議論をする上でとても分かりやすいのかなとは思います。

●佐藤副会長　だから、「ここに書いている想定事例をたくさん出せ。」っていう意味ではないですよね。

●髙野会長　そういうわけではないです。それはもう想定、多分、できないと思いますので。

●佐藤副会長　ですよね。そういうことですよね。

●髙野会長　そうです。あの、色々なその、三つの集約された論点の中で、メリット、デメリットみたいなのが、こう、出せれば多分、もうちょっと皆さんとっつきやすいのかなと思いますのでね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　分かりました。あの、本日、幅広く御議論いただいたと思っておりますので、あの、今日の議論での様々な意見を検討した中でですね、またあの、次回か次々回になるかはちょっと分かりませんけれども、この論点については、

もし、また、検討していかなければならないと考えておりますので、事務局の方でも十分に整理をした中でお示しできればと思っております。

⑵　その他

●髙野会長　その他ということで、事務局の方から、多分、次回の日程ですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　次回の日程なのですけれども、次回はですね、３月の最終週で、調整をいただきたいと考えております。

【委員日程調整】

●髙野会長　日程としては２６日水曜日、１８時半からということで決定ということでよろしいでしょうか。はい。
　では、他、事務局から何か。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　あの、一応ですね、論点かなり幅広いんですけれども、今日の議論も重要なんですが、別の論点にも入っていかないとならないところでございますので、次回はですね、また別の論点ということで、「署名要件」ですとか「２０歳、１８歳」とかですね、まあ、その他の残されている論点というところでですね、そういうところで、御議論をいただければと考えておりますので、御意見のある方はよろしくお願いしたいと思います。

●髙野会長　分かりました。ほか何かございませんでしょうか。
　なければ、２５年度第４回の市民自治推進会議を終了させていただきます。長い時間お疲れ様でした。

３　閉会